官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産一五二三）　一
○登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通九〇〇）　四
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年司法試験合格者（司法試験委員会）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六

告示

○農林水産省告示第千五百二十三号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月四日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。